

宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市補助金交付規則（昭和48年宿毛市規則第9号）第19条の規定に基づき、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、地震発生時の揺れによる被害を軽減するため、家具転倒防止金具等の取付により、対策を講じた者に対し、予算の範囲内において、その費用を補助することにより、家具の転倒等による被害を防止又は軽減することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有している者で、自らが居住する住宅であること。ただし、賃貸住宅の場合は所有者の同意を得ることとし、その他市長がやむを得ないものとして認めた者はこの限りではない。
- (2) 宿毛市税を滞納していない者であること。

(補助対象経費、補助要件及び補助額)

第4条 補助対象経費、補助要件及び補助額は別表第1に定めるとおりとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宿毛市税完納証明書 又はその写し
- (2) 高知県税完納証明書 又はその写し
- (3) 対策事業費見積書（内訳が記載されているものに限る。）
- (4) 家具転倒防止金具等取付講習会を受講したことを証明する書類
- (5) 誓約書兼照会同意書（宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則）

(補助金交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助対象者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助内容の変更等)

第7条 補助内容の変更等は、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金変更申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。ただし、事業費の30パーセント以内の増減であって、かつ補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更は、この限りではない。

2 補助事業変更の承認については、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金変更承認決定通知書（第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金実績報告）

第8条 補助対象者が補助事業を完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する2月28日のいずれか早い日までに、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の内訳が確認できる請求書又は領収書

(2) 家具転倒防止等対策の実施前後の写真

（交付決定の取り消し）

第9条 市長は、申請者が要綱に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助事業の完了検査の際に、指示された改善に従わないとき。

(3) 金具等の取付方法が不相当と認められるとき。

(4) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

2 市長は交付決定の取り消しを行ったときは、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の確定及び交付）

第10条 補助金の確定に係る通知は、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金確定通知書（第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

2 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときには、宿毛市家具転倒防止等対策費補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、第9条第1項の第1号から第4号に該当すると判明した場合には、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の保管）

第12条 補助対象者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（宿毛市家具転倒防止等対策事業実施要綱の廃止）

2 宿毛市家具転倒防止等対策事業実施要綱（令和2年宿毛市告示第77-2号）は廃止する。

別表第 1 (第 4 条関係)

補助事業名	家具転倒防止等対策費補助金
補助対象経費	<p>市内に住所を有している者で、自らが居住する住宅の家具等の転倒防止、収納物の落下等防止、及びガラスの飛散防止に要する経費。 ただし、賃貸住宅の場合は、所有者の同意を得ること。</p>
	<p>上限 30,000 円/戸 (取付作業費及び金具費)</p>
	<p>安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し対象経費から除外する。</p>
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・取付作業は家具転倒防止金具等取付講習会を受講している者が行うこと。 ガラスの飛散防止については、次に掲げる事項のすべてに該当するもの。 ・既存ガラスの種別が、合わせガラス等の飛散の恐れのないものではない。 ・飛散防止対策として施工する「飛散防止フィルム」は、JISA5759 のガラスの飛散防止性能（記号 A、記号 B）を満足するものである。
補助額	<p>上限を 30,000 円（取付作業費及び金具費含む）とし、1 戸につき 1 回を限度とする。ただし市長がやむを得ないとして認めたものはこの限りではない。 補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>

別表第2（第6条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。